

令和3年

8月定例総会会議録

酒田市農業委員会

令和3年8月定例総会 会議録

1 日 時 令和3年8月12日(木) 午前9時30分 開議

2 場 所 八幡タウンセンター 交流ホール

3 出席委員(27名)

1番	佐藤 浩良	委員	2番	齋藤 均	委員	3番	池田 良之	委員
4番	阿部 香美	委員	5番	吉高祐二郎	委員	6番	佐藤 利篤	委員
			8番	伊藤 正行	委員	9番	伊與田明子	委員
10番	五十嵐直太郎	委員	11番	川村 恵実	委員	12番	池田 耕	委員
13番	池田 憲一	委員	14番	土田 治夫	委員	15番	佐藤 秀之	委員
16番	飯塚 将人	委員	17番	佐藤 良	委員	18番	遠田 裕己	委員
19番	石川 渡	委員	20番	佐藤 耕造	委員			
22番	高橋 公基	委員	23番	高橋 義弘	委員	24番	三浦ひとみ	委員
25番	尾形 大介	委員	26番	後藤 保喜	委員	27番	佐々木治人	委員
28番	大場 重樹	委員	29番	荘司太一郎	委員			

4 欠席委員(2名)

7番 五十嵐弘樹 委員 21番 兼山 宏勝 委員

5 事務局職員出席者

事務局長 村岡 修 事務局次長 遠田 博 農地主査兼係長 阿彦智子
主事 土田智世
専門員 後藤重明 調整主任 門脇正博 主査 五十嵐則子
農政課長 菅原 淳

6 報告事項

1. 農地法第3条の3届出書の受理について
2. 農地法第5条届出書の受理について
3. 地目変更登記に係る照会に対する回答について
4. 農地法第18条第6項の規定による通知受理について

7 議 事

議第37号 農地法第3条の規定による許可申請について
議第38号 農地法第5条の規定による許可申請について
議第39号 農用地利用集積計画について

8 開 会

開 会
(午前9時30分 開会)

○村岡事務局長

おはようございます。

ただいまから、令和3年8月酒田市農業委員会定例総会を開会いたします。

総会の開会に当たり、五十嵐直太郎会長より挨拶を申し上げます。

○五十嵐直太郎 会長

(会長挨拶)

○村岡事務局長

どうもありがとうございました。

総会の議長は、酒田市農業委員会規程第19条により、会長が務めるとなっております。

それでは、五十嵐会長、よろしく願いいたします。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、皆様のご協力によりまして、議事を円滑に進行したいと思います。

本日の欠席委員は、7番、五十嵐弘樹委員と21番、兼山宏勝委員の2名です。

27番、佐々木委員がちょっと遅れているようです。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開催いたします。

お手元に配付しております定例総会次第によって進めさせていただきます。

◎議事録署名委員の選任

○五十嵐直太郎 議長

最初に、議事録署名委員の選任を行います。選任の方法は、議長にご一任願います。

議事録署名委員に、1番、佐藤浩良委員、3番、池田良之委員の両名をお願いいたします。

◎報 告 事 項

○五十嵐直太郎 議長

最初に、報告事項について事務局の説明を願います。

○村岡事務局長

報告事項については、議案の1ページからになります。

今回の報告事項は、1、農地法第3条の3届出書の受理について7件、2、農地法第5条届出書の

受理について4件、3、地目変更登記に係る照会に対する回答について4件、4、農地法第18条第

6項の規定による通知受理について3件、以上18件について農地係長が報告いたします。

○阿彦主査兼農地係長

(報告事項を朗読説明する)

報告事項は以上です。

○五十嵐直太郎 議長

報告事項ではございますが、何かご質問、ご意見のある方、お願いいたします。

何かございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長 ないようですので、これで報告事項を終わります。

◎議第37号 農地法第3条の規定による許可申請について

○五十嵐直太郎 議長

これより議事に入ります。

議第37号 農地法第3条の規定による許可申請についてを上程の上、議題といたします。

事務局の説明を願います。

○村岡事務局長

議第37号 農地法第3条の規定による許可申請については、3件の許可申請がありましたので、その可否を決定しようとするものであります。

詳細について説明いたします。

○阿彦主査兼農地係長

それでは、農地法第3条の規定による許可申請について、6ページをご覧ください。

なお、今回の農地法第3条の許可申請については、全ての案件におきまして、要件欄に記載のありますとおり、1、全部効率活用要件、2、農業常時従事要件、3、地域との調和要件、その他経営面積まで農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件を満たしているものと考えます。また、今回の3条案件での農業者年金への影響はございません。

それでは、ページの酒田38番を申し上げます。こちら、渡人と受人の関係性は親子になります。このたび農業者年金の再設定のために、10年の使用貸借契約を結ぶものでございます。

続いて、酒田39番、渡人、受人の関係性はご夫婦になります。渡人の方がこれまで農業者年金経営移譲年金を受給されております。再設定は済んでいるところでございますが、このたび後継者でありました方が亡くなられて、そのために改めて奥様に使用貸借権の設定を10年間行うものでございます。なお、農業者年金への影響としましては、再設定を済んでいる方であれば、その方名義で出荷等の経営をしなければ年金への影響はございません。なお、経営所得安定対策交付金申請の名義変更が必要となるため、このたび奥様に使用貸借権設定を行うものでございます。

続きまして、酒田40番です。こちらが漆曾根の畑1筆につきまして、相手方の要望によって所有権移転となります。

別添の総会資料をご覧ください。10アール当たりの単価が30万円となっております。総額では9万600円での売買となるものでございます。このたび3条で申請する理由としましては、受人の方が認定農業者ではなく、また経営面積もあつせん登録面積に満たないため、3条での売買となるものでございます。以上でございます。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、農地調査委員会の報告をお願いいたします。

○16番 飯塚将人委員

16番、飯塚です。

8月5日に第3班による農地調査委員会を行っております。

議第37号 農地法第3条の規定による許可申請について、農地調査委員会では許可することに特に問題はないとの意見であったことをご報告いたします。

○五十嵐直太郎 議長

質疑に入る前ではございますが、3条許可申請の案件ですので、現地調査の結果を確認いたします。今回の議案の中で、地元農業委員からは現地調査の結果、特に疑義のある報告は受けていないということですが、何かお気づきの点など補足的説明があれば、初めにお願いいたします。

何かございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、これより質疑に入ります。
ご質問、ご意見のある方、お願いいたします。
ご質問、ございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。
採決に入ります。

議第37号 農地法第3条の規定による許可申請について、許可決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長

異議ないようですので、議第37号については許可決定といたします。

◎議第38号 農地法第5条の規定による許可申請について

続きまして、議第38号 農地法第5条の規定による許可申請についてを上程の上、議題といたします。事務局の説明をお願いします。

○村岡事務局長

議第38号 農地法第5条の規定による許可申請については2件の許可申請がありましたので、その可否を決定しようとするものであります。詳細について説明いたします。

○阿彦主査兼農地係長

議案書の7ページ、議第38号 農地法第5条の規定による許可申請についてです。

酒田12番、こちらは受人が〇〇株式会社ということでございまして、太陽光発電設備の敷地としての転用申請となっております。土地の表示は黒森字砂土端の田になります。権利設定は所有権移転ということでございますが、農地区分が小集団の生産性が低い農地ということで2種となっております。許可基準については、周辺のほかの土地に立地するのが困難と考え、許可基準を満たすものと思われま

す。それでは、別添資料の2ページ、3ページをお開きください。

2ページに位置図、字切図、3ページに案内図と太陽光発電設備の配置図が載せてございます。場所については、黒森集落の県道酒田鶴岡線沿いにある田で、赤川に近いところとなっております。字切図をご覧くださいますと、この太枠で囲まれた三角になっている田となっております。案内図のところその状況がご覧いただけるかと思えます。それで、このたびこの田1筆につきまして、太陽光パネルを配置図のような状況で設置する予定でございます。県道から見まして、この箇所については段差で1.5メートルほど下がっているような状況でございまして、パネルの向きがちょうど県道に向いているような設置になるのですが、段差もあるので、反射光の影響はないものと思われま

す。このたびの申請にあたりましての経緯をご説明すると、案内図をご覧くださいますとおり、西側の隣のほうに一般住宅があるのですが、この申請地は長年耕作放棄地になっているような状況でございました。県道が通った際に土地が分断されてしまったような状況もあり、またさらに、もともと苗代だったことから、水が湧いてしまって、作物が育ちにくいような状況だったということです。

この申請に当たりましては、隣地の承諾はもとより、黒森地区の農業振興協議会、袖浦地区の農業振興協議会、黒森のコミュニティ振興会、また袖浦土地改良区からも意見承諾書を頂戴しているところでございます。このたび土地改良区の決済金も発生するところでございますが、そちらについても、申請に係る承諾をいただいているところでございます。

それでは、続きまして、酒田13番を申し上げます。受人が株式会社〇〇でございます。土地の表示は漆曾根の畑1筆になります。申請事由は工事現場事務所及び資材置場敷地ということでございま

して、農地区分が農用地区域内でございますので、1年以内の一時転用、実際には令和4年1月21日までの予定で一時転用を行う申請となっているものです。

別添資料の4ページと5ページをご覧ください。4ページに位置図、字切図、5ページに案内図と配置図がございます。

場所につきましては、5ページの案内図をご覧くださいますと、国道7号から県道生石街道を通りまして、市道の上安町富士見町線と交差する箇所、ちょうど天真幼稚園の向かいの箇所になっているところがございます。

字切図をご覧くださいますと、この太枠の箇所が申請地になっております。地番で申し上げますと、61-5が公衆用道路ということで県道の箇所になっております。この61-1とその隣接する61-10が畑地目、そしてまた東側の61-3は田地目になっております。ちょうどこの田と畑の箇所については、1メートルほどの段差が発生している状況でございます。この場所については、平成25年にも一時転用された履歴のある箇所になっております。

このたびこの箇所について、5ページの配置図にありますとおり、工事現場事務所と、あと資材置場を設置するということになっております。その工事の内容については、酒田市の土木課が発注している市道側溝工事になっておりまして、このたびの施工箇所は、上安町2丁目から富士見町2丁目になっているということで、この箇所に工事現場事務所を置きたいということになっております。

ここは市街化調整区域にもなっており、工事が終わりましたら原状回復をしていただくことになっております。それでは、スライドを設置いたしますのでお待ちください。

(スライドを映写)

スライドは以上です。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、農地調査委員会の報告をお願いいたします。

○16番 飯塚将人委員

16番、飯塚です。

議第38号 農地法第5条の規定による許可申請について、農地調査委員会では、許可することに特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、質疑に入る前ではございますが、5条許可申請の案件ですので、地元委員の現地調査の結果を確認いたします。

酒田12番の現地調査の結果について、黒森地区担当の委員が欠席しておりますので、私、10番、五十嵐より報告をさせていただきます。10番、五十嵐です。

当該地区は、スライドでご覧になったように県道で農地が分断されたようになっております。長期間、遊休農地化しており、現地の一般住宅への悪影響が出ている状態でありました。タヌキなどが住宅付近まで出るということだと思います。黒森地区の農業振興協議会でも、今回の申請人とは数か月にわたって協議した上で承諾書を送付している模様であります。そのことから、転用については差し支えないものと考えております。

皆さんからよろしくご審議いただければと思います。以上です。

それでは、続きまして、酒田13番の現地調査の結果を地元委員より説明いただきます。

23番、高橋義弘委員、お願いいたします。

○23番 高橋義弘委員

23番、高橋です。

7月30日に現地に赴きまして、確認をしましりました。当該地は、土地所有者が数十年前に亡くなっておりまして、保全管理のような状況になっているため、今年の収穫等に影響があるということはありません。地域の環境整備の工事に伴う一時転用でありますので、特に問題はないと思います。よろしくご審議願います。

○五十嵐直太郎 議長

ありがとうございました。これより質疑に入ります。

ご質問、ご意見のある方お願いいたします。何かご質問ございませんか。ありませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議第38号 農地法第5条の規定による許可申請について、許可決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長

異議ないようですので、議第38号については、許可決定といたします。

◎議第39号 農用地利用集積計画について

続きまして、議第39号 農用地利用集積計画についてを上程の上、議題といたします。

事務局の説明を願います。

○村岡事務局長

議第39号 農用地利用集積計画については、1、特別事業、(1)所有権の移転4件、2、一般事業、(1)所有権の移転1件、(2)利用権の設定2件の計画の申出がありました。その可否を決定しようとするものであります。

議案の詳細について説明いたします。

○阿彦主査兼農地係長

それでは、農用地利用集積計画について、議案書8ページをご覧ください。今回ご審議いただく農用地利用集積計画の全件につきましては、要件欄に記載がありますとおり、1、全部効率活用要件、2、農業常時従事要件、3、自立、意欲、能力要件、4、認定農業者等、5、経営面積まで、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。また、農業経営基盤強化促進事業の対象とすることに不適正な事実がないことを地元農業委員からあらかじめ確認をいただいております。

1番、特別事業、(1)所有権の移転です。公告予定日は令和3年8月17日の予定です。

それでは、八幡担当よりお願いいたします。

○八幡総合支所 後藤専門員

それでは、特買-八幡1番から4番になります。買受人が公益財団法人やまがた農業支援センターです。売渡人は、1番が観音寺の〇〇さん、2番が大台野の〇〇さん、3番が大蔵の〇〇さん、4番が小泉の〇〇さんになっております。それぞれの台野地区の畑について、移転時期は令和3年8月17日で、支払い時期は3年9月17日というふうになっております。

要件欄の経営地について、無しとなっておりますけれども、こちらのほうについて、別添資料のほうで説明をさせていただきます。6ページ、7ページをご覧ください。

位置図ありますけれども、場所につきましては、八幡総合支所のほうから県道を北のほうに向かいまして、鳥海山の湯ノ台口の手前が大台野地区になります。

7ページが団地の形成図ということで、今回の議案書8ページの所有権移転の議案を提出している方の名前が書いてあります。この地域一帯については、南北で約2キロ、東西で1キロぐらいのエリアで、全体としては、約40ヘクタールについて一団の農地で整地工事をするというような予定になっております。

今回、8月の議案につきましては、その第一弾ということで契約がまとまった方々について提案をさせていただくというのが今回の案件になります。

全体的な農地区分の予定については、後ほどスライドのほうで説明させていただければと思います。あと、資料のほう、別につづられている令和3年8月議案の農用地利用集積議案の資料のほうをご覧ください。

まず、1ページになりますが、今回の提案は、4人から公益財団法人やまがた農業支援センターのほうに売払いするというような案件になりますけれども、この農業支援センターのほうに売払いする理由等について説明したものが1ページになります。

利用目的につきましては、今回、複数の出し手から一括で買受するという事で、中間管理事業での利用集積ということになっています。譲渡所得控除については、800万まで控除することができるという形になります。

今回提案している4件の案件については、今回は土地所有者から8月総会で受渡しをして、その後、機構に所有権が移った後に10月の総会の予定で、耕作者の買手さんのほうに売払いの議案を提出させていただき予定になっております。代金の支払いは11月ということで、最終的に土地所有者から買受け者に所有権が移転するというのが、代金支払いの時期である11月というような予定をしております。

今の資料の2ページをご覧ください。農地所有適格法人の要件ということで、要件を満たすというようになります。

今回の土地整備事業は農地耕作条件管理事業ということで、取得しようとしている農地については、樹木が生い茂ったかなり荒廃が進んだ農地となっています。

事業取組については、17ページの5番の中身をご覧くださいますと、地域の耕作農地を有効活用して、農業経営基盤の安定と規模拡大に伴う雇用の促進を促す、あるいは地域農業を牽引していく、あと、酪農により発生する堆肥、液肥を活用した農作物生産に取り組み、循環型農業の推進と経営基盤確保ともなる地域雇用の増大を目指していくというような計画になっております。認定農業者になったのは、令和元年12月27日ということになっております。

以上、長くなりましたが、特別事業についての説明とさせていただきます。

○阿彦主査兼農地係長

続いて、2番、一般事業、(1)所有権の移転です。

公告予定日は令和3年8月17日の予定です。平田担当、お願いします。

○平田総合支所 五十嵐主査

平田4番です。受け手は石川渡委員に関連ありますので、議事参与の制限を受けるものになります。

中野目の農地、畑1筆、10アール当たり25万、総額14万9,750円、移転時期、支払い時期ともに令和3年8月19日です。受け手はあっせん登録者になります。10アール当たりの価格については、渡委員を除く平田農業委員全員で話合いの上、決めた金額となっております。

以上です。

○阿彦主査兼農地係長

続いて、10ページです。2番、一般事業の(2)利用権の設定になります。

こちらの公告予定日は令和3年8月17日の予定です。

八幡担当、お願いします。

○八幡総合支所 後藤専門員

八幡70番、北仁田の〇〇さんから株式会社〇〇への賃貸借になります。大台野の土地1筆で、賃借料は5,000円、3年間で令和6年3月31日までの賃貸借になります。先ほどの説明の方で所有権移転が決まったところは、今回、8月総会、議案上程になりましたが、本案件は所有権移転に至らず賃貸借で提案をさせていただきものでございます。

○松山総合支所 門協調整主任

続きまして、松山です。

松山26番、ゼロ円の使用貸借で10年の切替えとなっています。これらの農地ですが、今回、農協を通しての賃貸借が満了となるため、直接契約での賃貸借を結ぶものです。

以上になります。

○阿彦主査兼農地係長

議案書についての説明は一通り終わりますけれども、8ページにあります特別事業につきまして、今回、この売買を予定する農地につきましては、ちょっと農地利用に合わせまして補助事業が実施されることとなっております。このため、本日ご説明いただきますので、説明に当たっては、スライド及びお手元にお配りしています別冊資料を使わせていただきます。

準備をいたしますので、少々お待ちください。

(スライドを映写)

○村岡事務局長

ただいまの説明につきましては、畜産にかかる飼料確保のための農地利用とするということで、説明させていただきました。

それでは、全体的には農畜連携による事業の実施状況について、全体的な部分、現在の進捗状況も含めましてどういった状況になっているかということ、農政課長から説明をいただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

○菅原農政課長

農政課の菅原と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、農政課で準備しました資料のほうをご覧いただきたいと思えます。

株式会社〇〇グループによる畜産事業の実施状況につきまして、内容は八幡総合支所の後藤さんのほうから説明ありましたので、少し割愛しながら説明したいと思えますので、よろしくお願ひいたします。

(以下、株式会社〇〇の事業説明)

私からの説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○五十嵐直太郎 議長

いろいろとそれぞれのセクションから説明をいただきました。菅原課長におかれましては、お忙しいところ本当にありがとうございました。

それでは、進めます。

農用地利用集積計画に関する説明が終わりましたので、農地調査委員会の報告をお願ひいたします。

○16番 飯塚将人委員

16番、飯塚です。

議第39号 農用地利用集積計画について、農地調査委員会では特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、質疑に入ります。

初めに、農業委員会に関する法律第31条の規定による議事参与の制限の案件を先に審議します。

農業委員に該当する案件として、19番、石川渡委員が該当する案件がありますので、議事参与の制限の案件として退席を求め、暫時休憩いたします。

午前10時54分 休憩

午前10時54分 再開

○五十嵐直太郎 議長

それでは、再開いたします。

議案書9ページ、平田4番について、ご質問、ご意見のある方、お願ひいたします。

何かございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

平田4番について、計画決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長

異議ないようですので、平田4番について、計画決定といたします。

ここで、19番、石川渡委員の退席を解除し、暫時休憩いたします。

午前10時55分 休憩

午前10時55分 再開

○五十嵐直太郎 議長

再開いたします。

続きまして、これまで計画決定した農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限の議案以外について審議します。

ご質問、ご意見のある方、お願いいたします。何か質問ございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。採決に入ります。

議事参与の制限の議案以外を計画決定とすることに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長

異議ないようですので、議事参与の制限の議案以外を計画決定といたします。

以上により、議第39号については全て計画決定となりました。

閉 会

以上をもちまして、令和3年8月定例総会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

(午前10時56分 閉会)